

伊達いわなロゴマーク使用規程

令和3年2月17日
宮城県水産林政部水産業基盤整備課

1 目的

伊達いわなの認知度を向上する目的で伊達いわなロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という）は、別添、商標「伊達いわな」使用要領第2条を全て満たす県産ブランド魚、伊達いわなを指す場合に使用できるものとする。

2 ロゴマークの使用について

(1) ロゴマークを使用する場合には、伊達いわなロゴマーク使用申請書（様式1）を宮城県水産林政部水産業基盤整備課（以下、「事務局」という）あてに提出の上、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、申請の必要はない。

イ 伊達いわな認定生産者、または伊達いわな認定生産者が所属する法人等が上記の目的により活用する場合（例：名刺、封筒、ホームページ、店舗の入口への掲示等）。ただし、商品パッケージへの使用、及び商品の販売促進のために使用する場合には、申請が必要になる。

ロ 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合。

(2) 事務局は、使用申請書の内容を審査の上、使用承認するものについては、使用申請書の下欄に承認番号を記載したものを申請者に交付する。

3 使用期限

(1) ロゴマークの使用承認期間は、承認を受けた日から1年間とする。なお、変更承認を受けた場合は、変更承認を受けた日から1年間とする。

(2) 承認、又は変更承認を受けた日から1年を超えた場合は、ロゴマークの使用を認めない。引き続きロゴマークの使用を希望する者は、再度申請を行い、承認を得ること。

(3) 伊達いわな認定生産の期間終了、又は認定期間を終了せずに認定の取消しとなった場合は、それ以降のロゴマークの使用は認めない。

4 使用できる画像

使用できる画像は以下のとおり



伊達いわなロゴマーク（縦）



伊達いわなロゴマーク（横）

5 使用条件

- (1) 使用承認を受けた者は、ロゴマーク使用品の現物1点を事務局に提出すること。現物の提出が困難な場合は、現物の写真を提出すること。提出されたロゴマーク使用品・写真は返却しない。
- (2) ロゴマークの大きさには制限はない。
- (3) 縦・横の比率、バランスの変更はしないこと。
- (4) デザイン・色の変更しないこと（モノクロは可）。ただし、県内市町村に限り、ロゴマーク内の「宮城」を当該市町村名に変更することができる。

6 使用内容の変更

使用承認を受けた後で、申請内容と異なる使用をする場合には、「伊達いわなロゴマーク使用変更申請書」（様式2）を提出の上、承認を得ること。

7 使用承認しない内容

以下の事項のいずれかに該当する場合には使用承認しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合。
- (2) 伊達いわなのイメージを傷つけ、ロゴマークの作成目的の妨げとなるおそれがある場合。
- (3) 不当な利益をあげるために使用する場合。
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用しようとする場合。
- (5) その他事務局が不適切であると判断した場合。

8 使用承認の取り消し

使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用承認は取り消すものとする。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行うこと。

9 その他

ロゴマークの位置づけは「伊達いわなの認知度向上」の目的で使用されるものであり、県が商品の品質等を保証するものではない。

附 則

この規定は、令和4年8月30日から施行する。